

(報告案件)

「建築基準法の一部改正」に伴う「横浜市建築基準条例」等の見直しについて

1 趣旨

建築物において木材利用や新技術導入を促進するための規制緩和、建築関連手続きの合理化、事故・災害対策の徹底など、社会経済的要請に対応するため「建築基準法の一部を改正する法律」が、平成 26 年 6 月 4 日に公布されました。「エレベーター昇降路の延べ面積を不算入とする容積率制限の緩和」に係る事項についてはすでに平成 26 年 7 月 1 日に施行されています。その他の事項については、今後、段階的に施行が予定されています。これらの法改正に対応するため、「横浜市建築基準条例」等の一部見直しを予定していますのでご報告いたします。

2 「建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 4 日公布）」の概要

具体的な法改正内容は以下のとおり（施行日は「3 段階」）

(1) 公布から 1 ヶ月以内（平成 26 年 7 月 1 日施行済）

①容積率の緩和	エレベーター昇降路の延べ面積を不算入とする。	← <u>今回、議案として上程</u>
---------	------------------------	---------------------

(2) 公布から 1 年以内（平成 27 年 6 月施行予定）

②耐火要求の見直し	耐火構造としなければいけない 3 階建ての学校等について、一定の防火措置を講じた場合には、準耐火構造等に行える。
③構造計算適合性判定制度の見直し	建築主が自ら指定構造計算適合性判定機関等へ直接申請することとする。
④指定確認検査機関等による仮使用認定事務の創設	一定の安全上の要件を満たす場合において、指定確認検査機関が仮使用認定事務を行うことができる。
⑤新技術の円滑な導入に向けた仕組み	現行の建築基準では対応できない新建築材料や新技術について、国土交通大臣の認定制度を創設する。
⑥容積率の緩和	共同住宅等と同様に老人ホーム等の用途も地下室の床面積を延べ面積に算入しない。
⑦建築物の事故調査体制の強化	事故・災害等において、国が自ら建築物の管理者等に対し調査を可能とすることや建築材料を引き渡した者への罰則を追加する等。

(3) 公布から 2 年以内（平成 28 年 6 月施行予定）

⑧定期調査、検査報告制度の強化	定期調査報告の対象建築物等を国が指定する。
-----------------	-----------------------

3 「建築基準法の一部改正」に伴う「横浜市建築基準条例」等の見直し検討項目（予定）

上記の法改正に対応するため、以下に掲げる条例の見直しを検討します。

- (1) 横浜市建築基準条例
- (2) 横浜市特別工業地区建築条例
- (3) 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例
- (4) 横浜市手数料条例

4 議案上程

平成 27 年 関係する政省令の改正公布時期にあわせて上程します。

(裏面あり)

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要

出典：「建築基準法の一部を改正する法律」国土交通省主催「都道府県、政令指定都市及び指定確認検査機関（大臣及び地方整備局長指定）向け」説明会資料、抜粋（平成26年6月18日）

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）

より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関連基準の見直し、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する調査体制の強化等の所要の措置を講ずる。

法改正の必要性

建築物において木材利用や新技術導入を促進するための規制緩和、建築関連手続きの合理化、事故・災害対策の徹底など多様な社会経済的要請に的確に対応し、国民の安全・安心の確保と経済活性化を支える環境整備を推進することが急務。

改正の概要

【公布日：平成26年6月4日】

■木造建築関連基準の見直し【21条・27条】

【施行日：公布後1年以内】

○木材の利用を促進するため、耐火構造としなければならない3階建ての学校等について、実大火災実験等により得られた新たな知見に基づき、一定の防火措置を講じた場合には準耐火構造等にてできることとする。

【実大火災実験により新たに得られた知見】



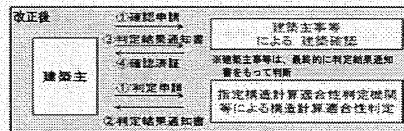
防火壁による延焼防止性能の検証

■合理的な建築基準制度の構築

1. 構造計算適合性判定制度の見直し【6条の3等】

【施行日：公布後1年以内】

①建築主が、審査者や申請時期を選択できるよう、指定構造計算適合性判定機関等へ直接申請できることとする。
②比較的簡易な構造計算について、十分な能力を有する者が審査する場合には、構造計算適合性判定の対象外とする。



2. 指定確認検査機関等による仮使用認定事務の創設【7条の6等】

【施行日：公布後1年以内】

○特定行政庁等のみが承認することができる工事中の建築物の仮使用について、一定の安全上の要件を満たす場合には、指定確認検査機関が認めたときは仮使用できることとする。

3. 新技術の円滑な導入に向けた仕組み【38条等】

【施行日：公布後1年以内（準備行為を措置）】

○現行の建築基準では対応できない新建築材料や新技術について、国土交通大臣の認定制度を創設し、それらの円滑な導入を促進する。

4. 容積率制限の合理化【52条】

【①施行日：平成26年7月1日予定／②施行日：公布後1年以内】

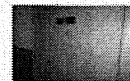
①容積率の算定に当たりエレベーターの昇降路の部分の床面積を延べ面積に算入しないこととする。
②住宅の容積率の算定に当たり地下室の床面積を延べ面積に算入しない特例を、老人ホーム等についても適用する。

■実効性の高い建築基準制度の構築

1. 定期調査・検査報告制度の強化【12条～12条の3】

【施行日：公布後2年以内】

○定期調査・検査の対象の見直し、防火設備等に関する検査の徹底や、定期調査・検査の資格者に対する監督の強化等を図ることとする。



防火戸

2. 建築物の事故等に対する調査体制の強化【15条の2等】

【施行日：公布後1年以内】

○建築物においてエレベーター事故や災害等が発生した場合に、国が自ら、必要な調査を行えることとする。
○国及び特定行政庁において、建築設備等の製造者等に対する調査を実施できるよう調査権限を充実する。



エレベーターのワイヤロープ破断事故